

トラック事業における

書面化の推進について

国土交通省においては、トラック事業における適正取引の推進及び安全運行の確保に向け荷主等と協働の下、運行条件に係る重要事項について書面化を推進します。

これからの荷主等（運送委託者）とトラック事業者のルール

- 荷主等は、**運送状（運送委託書）**を、**トラック事業者**に提供してください。
- トラック事業者は、運送業務、附帯業務、運賃、料金等についての**重要事項を示す書面（運送引受書）**を、**運送行為前に**、荷主等にメールやFAXで送付してください。
- トラック事業者は、適正な取引を確保するため、荷主等と**密接に連絡**を取り合い、**十分な意思疎通**を図ってください。
- トラック事業者は、荷主等に交付した書面を**1年間保存**してください。

安全と適正取引のために!! ~これから~

1 明日〇時着で運送できますか？
あと、倉庫への搬入作業もお願いします。

2 はい、わかりました。
4t車1台手配します。
後ほど、運送状のメールをお願いします。

3 運送状に必要な事項を記載して、メール送信します。

4 運送引受書

- ①運送委託者
- ②委託日、受託日
- ③運送日時
- ④運送品の概要、車種・台数
- ⑤運賃、燃料サーチャージ
- ⑥附帯業務内容
- ⑦有料道路利用料、附帯業務料その他
- ⑧支払方法、期日

附帯業務内容、運賃、料金の記載も問題ないし、運送引受書をメール送信！

運送指示書に反映し、ドライバーに連絡。

トラブル解消

お待ちしています。

業務の効率化

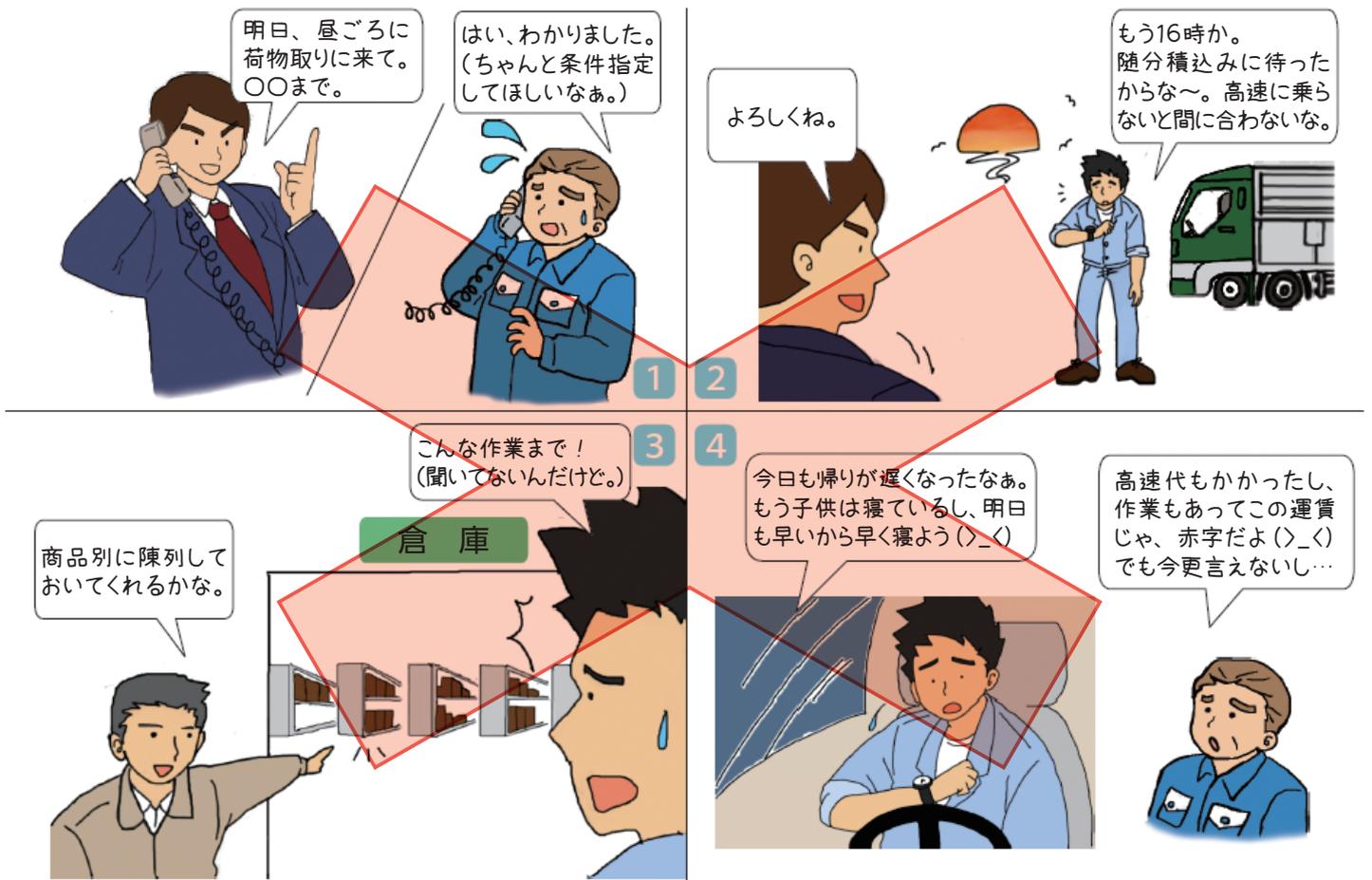
予定通り運送完了！
今日も家族と一緒に夕食が食べられるな(^-^)

適正運賃・料金收受

荷主・元請・利用運送事業者に求められること

1	十分な意思疎通
2	運送状の提供
3	安全運行支援

安全と適正取引のために!! ~今まではこんなこともあった~



本件に関する相談窓口

- 国土交通省自動車局貨物課
- お近くの運輸局自動車交通部貨物課
- お近くの運輸支局

お問合せ先はこちらから

<http://www.mlit.go.jp/common/000211178.pdf>



- (公社) 全日本トラック協会
- 都道府県トラック協会

お問合せ先はこちらから

<http://www.jta.or.jp/association/todou.html>



※そのほか「燃料サーチャージ制導入」及び「適正取引の推進」に係るご相談についても受付けております。

スマートフォンでQRコードを読み込むためには、専用のアプリが必要です。